

随意契約結果表

担当課名	環境政策課
案件名	三田市聖苑火葬炉設備修繕
案件の概要	火葬炉の耐火材や、炉内台車を始めとする火葬炉設備は、年次計画に沿って、計画的に毎年修繕を実施している。計画に記載のある箇所について修繕をおこなうもの。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 8 年 6 月 16 日
契約の相手方	株式会社宮本工業所
契約金額	6,160,000 円(うち消費税560,000 円)
契約期間	令和 8 年 6 月 16 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
随意契約とした理由	<p>三田市聖苑の火葬炉設備は、修繕を計画している火葬炉の耐火材や制御操作盤をはじめ、多数の部位に特許事項が存在する特殊設備である。</p> <p>業務を請け負わせようとする株式会社宮本工業所は、聖苑の火葬炉設備の製造及び設置業者であり、当該設備に関する特許事項の権利者でもある。</p> <p>加えて、聖苑の施設としての特殊性を熟知しており、当業務を円滑に行うことができる業者である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)により随意契約とする。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)